

番号	全体
項目	<p>大阪市長あて要請書が市長に届かず、市長が見ない扱いになっている市政運営の現状について調査、認識し、市政運営に責任ある市長として、その誤りをただし、改善を図ること。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、政策企画室において収受した市長あての文書につきましては、大阪市という組織の代表者としての市長あての文書として収受し、その内容に応じて業務を所管する所属に配布を行っており、配布後は担当所属において、対応を判断していくこととなります。</p> <p>令和5年7月20日付け要請書についても同様の対応としております。</p>	
担当	<p>政策企画室 秘書部 秘書グループ 電話：06-6208-7237</p>